

**令和8年度「食材王国みやぎ」魅力発信・販路拡大業務
～みやぎの食と酒に「触れる」・「扱う」・「知る」プロジェクト～
企画提案募集要領**

本要領は、令和8年度「食材王国みやぎ」魅力発信・販路拡大業務～みやぎの食と酒に「触れる」・「扱う」・「知る」プロジェクト～（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名 令和8年度「食材王国みやぎ」魅力発信・販路拡大業務
～みやぎの食と酒に「触れる」・「扱う」・「知る」プロジェクト～
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和8年度「食材王国みやぎ」魅力発信・販路拡大業務
～みやぎの食と酒に「触れる」・「扱う」・「知る」プロジェクト～委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月23日まで
- (4) 事業費（委託上限額）
金18,754,516円（消費税及び地方消費税額1,704,956円含む。）

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 共同提案による参加も認めるが、その場合は、全参加事業者が上記（1）～（9）を満たさなければならない。また、宮城県は代表事業者とのみ委託契約を行い、その他の参加事業者は代表事業者との委託契約（宮城県との関係は再委託に該当）により業務を行うこと。

なお、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

	項目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和8年3月30日(月)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年4月13日(月)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年4月20日(月)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和8年4月27日(月)
(5)	企画提案書の提出期限	令和8年5月7日(木)
(6)	企画提案書のプレゼンテーション・選考	令和8年5月15日(金)
(7)	選考結果の通知(予定)	令和8年5月下旬頃
(8)	契約の締結(予定)	令和8年6月上旬頃

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付

ア 受付期限

令和8年4月13日(月)午後3時まで(必着)

イ 質問方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。

s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班)

ウ 回答方法

質問の回答は、令和8年4月20日(月)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第2号) 1部

(イ) 宣誓書(様式第3号) 1部

イ 提出期限

令和8年4月27日(月)午後3時(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階北側)

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式) 10部 ※電子媒体でも提出

(イ) 事業経費見積書(任意様式) 10部

イ 提出期限

令和8年5月7日(木)午後1時(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送(電子媒体は電子メール、CD-R等)

エ 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階北側)

電子メール: s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

オ 留意事項

(ア) 企画提案書はA4判片面印刷（電子媒体はPDF形式とする。）とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

		項目	記載内容
I	表紙		委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）
II	目次		本文の各項目及び対応するページ番号
III 本文 仕様書上の項目番号	1-1	① 招へい社候補	<ul style="list-style-type: none"> 産地見学会の招へい社候補と選定の理由 招へい社として選定することで、どのような訴求効果や県産食材等の利用等が見込まれるかという考え
	1-2	② 参加者候補	<ul style="list-style-type: none"> 参加者募集に当たり、どのような参加者候補が想定されるか 参加者として選定した場合、どのような訴求効果や県産食材等の利用等が見込まれるかという考え
	1-1、1-2及び1-3	③ 実施時期・内容・体制	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書記載の役割分担表を踏まえた想定時期や大まかな内容、実施体制のラフ案
		④ 各種工夫・提案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 招へい社（参加者）に県産食材等の特長や魅力、生産者・事業者の創意工夫等を訴求し、県産食材等や生産者・事業者のファンづくりに寄与するための工夫・提案 産地見学会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための工夫・提案（新たな取引や継続的な取引につながるような支援の内容）
		⑤ アフターフォローの手法と体制	<ul style="list-style-type: none"> 産地見学会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための手法、実施体制 取引実績報告の調査手法、実施体制
	2及び3	⑥ 開催店舗	<ul style="list-style-type: none"> フェア開催候補となるホテル・飲食店、小売店の特徴、店舗数、ターゲット層及び提案理由 フェアを開催することで、どのような訴求効果や県産食材等の利用効果等が見込まれるかという考え
		⑦ 開催時期・開催期間	<ul style="list-style-type: none"> フェア開催時期と期間の設定理由
		⑧ 各種工夫・提案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 県産食材等の魅力を多くの消費者に対し効果的に発信するための工夫・提案 フェア終了後も生産者・事業者等と実需者等の間で県産食材等の継続取引を図るための工夫・提案
		⑨ アフターフォローの手法と体制	<ul style="list-style-type: none"> フェア終了後に生産者・事業者等と実需者等の間で県産食材等の継続取引を図るための手法、実施体制 アンケート調査や取引実績報告等の調査手法、実施体制
		⑩ 広報・宣伝の手法	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な周知を行うための手法
	4	⑪ 開催場所・報告者候補	<ul style="list-style-type: none"> 想定される開催場所、報告者の候補と提案理由
		⑫ 開催時期・内容・体制	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書記載の役割分担表を踏まえた想定時期や大まかな内容、実施体制のラフ案

		⑬	参加者候補	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される参加者の候補と提案理由 ・参加者として選定した場合、どのような訴求効果や県産食材等の利用等が見込まれるかという考え
		⑭	各種工夫・提案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に県産食材等の魅力等を伝え、強く関心を持たせ、県産食材等や生産者・事業者のファンづくりに寄与するための工夫・提案 ・報告・試食会後の県産食材等の新規取引の創出や参加者による自走的な「みやぎフェア」の開催等に結び付けるための工夫・提案
		⑮	広報・宣伝の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な周知を行うための手法
		⑯	アフターフォローの手法と体制	<ul style="list-style-type: none"> ・報告・試食会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための手法、実施体制 ・アンケート調査手法、実施体制
	その他		項目間の事業連動性	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目における事業間の連動により、一体的で効果的な業務実施となるような工夫・提案
			スケジュール及び業務全体の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール、人員・体制、再委託の有無（再委託する場合は、再委託先との業務分担を明記）
			類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した類似業務の実績

- (イ) 事業経費見積書は、項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出の上、合計金額を記載すること。
- (ウ) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、内容の補完や不明点の確認等のため、追加書類の提出を求める場合がある。

5 評価・選定方法

(1) 選定方法

宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日

令和8年5月15日（金） ※実施時間は別に定める。

イ 実施場所

県行政庁舎会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号） ※詳細は別に定める。

ウ 実施方法

- (ア) 出席者は1提案者当たり3人以内(提案に係るプロジェクトへの参画者に限る)とする。
- (イ) 1提案者当たりの持ち時間は45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）とする。
- (ウ) 提案者が複数いる場合、別に定める時間割に従い実施する。
- (エ) 原則、事前に提出のあった企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。

(オ) モニター（対応ケーブルはHDMI）の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。

(カ) 提案者が多数の場合は、事前に企画提案書等による予備審査を行い、上位3者程度を選定した上で、プレゼンテーションによる本審査を実施する。

(3) 選定結果の通知

審査終了後、書面にて、全ての提案者に審査結果を通知する。

なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けないものとする。

(4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、当該提案者を業務委託候補者として選定する。また、提案者が業務を適切に実施できないと判断された場合又は提案者が無い場合は、再度提案者を募集する。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

6 評価基準・配点

仕様書上の項目番号	評価項目	評価基準	配点
1-1	招へい社候補	・県産食材等の高い訴求効果や今後の利用拡大が見込まれる招へい社候補が選定されているか。	5点
1-2	参加者候補	・県産食材等の高い訴求効果や今後の利用拡大が見込まれる参加者候補が提案されているか。	5点
1-1、1-2 及び1-3	実施時期・内容・体制	・仕様書の役割分担表を踏まえた想定時期や実施内容、実施体制は適切か。	5点
	各種工夫・提案	・実需者等に県産食材等の特長や魅力、生産者・事業者の創意工夫等を訴求し、県産食材等や生産者・事業者のファンづくりに寄与するための工夫・提案がなされているか。 ・産地見学会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための工夫・提案がなされているか。	10点
	アフターフォロー	・産地見学会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための手法、実施体制や取引実績報告の調査手法、実施体制は的確か。	5点
2及び3	開催店舗・時期・期間	・開催候補となるホテル・飲食店、小売店の選定は的確か。 ・開催時期と期間の設定は的確か。	5点
	各種工夫・提案	・県産食材等の魅力を多くの消費者に対し効果的に発信するための工夫・提案がなされているか。 ・フェア終了後も生産者・事業者等と実需者等の間で県産食材等の継続取引を図るための工夫・提案がなされているか。	10点
	アフターフォロー	・フェア終了後に生産者・事業者等と実需者等の間で県産食材等の継続取引を図るための手法、実施体制やアンケート調査、取引実績報告等の調査手法、実施体制は的確か。	5点
	広報・宣伝	・効果的なフェア広報・宣伝方法が提案されているか。	5点
4	報告者候補、開催場所・時期・内容・体制	・想定される開催場所、報告者の選定は的確か。 ・仕様書記載の役割分担表を踏まえた想定時期や実施内容、実施体制は適切か。	5点

	参加者候補	・県産食材等の高い訴求効果や今後の利用拡大が見込まれる参加者候補が提案されているか。	5点
	各種工夫・提案 広報・宣伝	・参加者に県産食材等の魅力等を伝え、強く関心を持たせ、県産食材等や生産者・事業者のファンづくりに寄与するための工夫・提案がなされているか。 ・報告・試食会後の県産食材等の新規取引の創出や参加者による自走的な「みやぎフェア」の開催等に結び付けるための工夫・提案がなされているか。 ・効果的な広報・宣伝方法が提案されているか。	10点
	アフターフォロー	・報告・試食会後に生産者・事業者等と実需者・流通関係者等の間で県産食材等の利用・販路拡大を図るための手法、実施体制やアンケート調査、取引実績報告等の調査手法、実施体制は的確か。	5点
その他	項目間の事業連動性	・各項目における事業間の連動により、一体的で効果的な業務実施となっているか	10点
	スケジュール及び実施体制	・適切な業務スケジュールが示され、不測の事態が生じた場合でも予定どおり業務遂行できる体制となっているか。 ・業務実施に当たり、適切な人員・体制が確保されているか。	5点
	類似業務実績	・類似業務の十分な実績を有しているか。	5点
合 計			100点

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- (3) 5(2)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法(明示29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (7) 過去に発表済みの内容と酷似した提案を行った場合
- (8) その他不正な行為があった場合

8 契約の締結

- (1) 受注者の決定
選定した業務委託候補者と、別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続きを行う。
- (2) 契約書の作成
発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。
- (3) 電子契約
この契約は、電子契約を選択することができる。

9 留意事項

- (1) 本業務は、内閣府が実施する補助事業を活用し、実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。
- (2) 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。
なお、取下願が提出された場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (7) 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による実施を延期又は取りやめる場合がある。
- (8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて開示する。